猶予申請後について

【猶予の許可・不許可】

　提出された書類の内容を審査した後、猶予の許可又は不許可を通知します。

　猶予が許可された場合は、「猶予の許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりに納付してください。

【猶予期間】

　猶予を受けることができる期間は、１年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

　なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※　猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間内の申請によって猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長２年）。

【猶予の取消し】

　次のような場合に該当する時は、猶予が取り消される場合があります。

１　「猶予の許可通知書」に記載された分割納付計画のとおりの納付がない場合

２　猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となった場合

市税の納税猶予制度に関するお問い合わせ・申請先

厚木市役所財務部収納課収納対策係（本庁舎２階６番窓口）

所 在 地：〒２４３－８５１１

神奈川県厚木市中町三丁目１７番１７号

電　　話：０４６－２２５－２０２１・２０２４

Ｆ Ａ Ｘ：０４６－２２５－６９９３

　開庁時間：平日　８時３０分から１７時１５分まで

　メールアドレス：1800＠city.atsugi.kanagawa.jp

発行　厚木市財務部収納課

平成３１年２月２２日発行

令和５年３月１日現在